

工事番号	507-001	施工年度	令和7年度	
工事名称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場 法面補修工事			
工事場所	鶴岡市大荒字荒沢前地内			
施工主				
設計区分				
路線名				
工事期間				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工事日数				
部 課 名				環境政策課
積算担当				今井和彦
合計額				
工事価格				
消費税				

# 位置図

S=1:free



工事箇所  
(鶴岡市一般廃棄物最終処分場)

国土地理院の地理院地図を使用

# 本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	公園工事					<small>週休2日</small> 労務費 1.04 <small>月単位</small> 機械賃料 1.02		場所区分:補正なし
		施設補修		式	1			第 1号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
		現場環境改善費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
	一般管理費	(契約保証費含む)	式	1				







# 鶴岡市市民部環境政策課

## 土木工事特記仕様書

### 鶴岡市一般廃棄物最終処分場 法面補修工事

---

#### 1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)令和7年4月」にもとづき実施しなければならない。仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和7年4月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、工事着手時点までの改訂内容についても適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容のホームページへは  
山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書(土木工事)

#### 2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 1-1. 余裕期間制度の適用除外

本工事は、鶴岡市余裕期間設定工事試行実施要綱に定める余裕期間制度の適用対象とならない工事である。

#### 1-2. 週休2日確保工事について

1. 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事(月単位)である。実施にあたっては「鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 受注者は、確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は別図を参考にするとし、監督職員と協議し決定する。



### 1-3. 工事種別

工事種別は、一般土木工事(公園工事)とする。

### 1-4. 工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

### 1-5. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

### 1-6. 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集(令和2年12月改訂)山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

#### 1-7. 揚重作業機械について

揚重作業機械は、クレーン車又はクレーン機能付バックホーを標準とする。やむを得ず、その他の機械を使用する場合は、書面により監督職員の承諾を得ること。

#### 1-8. 沿線住民への周知

工事着工前に施工箇所を示した住宅地図を添付した工事のお知らせを作成し、監督職員の承諾後に地元の町内会長と沿線地権者に配布すること。また、全面通行止めで施工を行う際には、前もって予告看板等を設置し周知を図るとともに、関係機関(幼稚園、保育園、デイサービス等)に通知すること。

#### 1-9. 官民境界

工事着工前には、境界立会を実施することを原則とする。側溝を設置する場合には、官民境界に設置すること。やむを得ず境界に設置できない場合は、監督職員の承諾と地権者又は住民の了解を得て側溝を設置し境界杭(境界プレート)等で、官民境界を明示すること。境界杭等設置後は、その記録を監督職員に提出すること。

#### 1-10. 工事支障物件について

##### 1. 地下埋設物等

- (1) 現況測量時に周囲の状況(電力、NTTなどの架空電線)を確認し、埋設物に関しては、必ず地下埋設物証明申請書兼証明書により確認すること。
  - (2) 必要に応じて試掘を行い、地下埋設物等の種類、位置等を施設管理者の立会の下調査し、地下埋設物等との離隔を、図面及び写真等により監督員に報告すること。
2. 施工にともなって支障となる物件(公共汚水樹、量水器など)が判明した場合は、設計図書に関して、すみやかに監督員と協議しなければならない。

#### 1-11. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

##### 【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシュラン(RC-40)として再資源化している再資源化施設

##### 【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00～17:00
	鶴岡市勝福寺字根本瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00～17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
○	鶴岡市勝福寺字根本瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00

3. 受注者は、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、主本工事共通特記仕様書第1編共通編 1-1-12 建設副産物第2項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

4. 受注者は、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設廃棄物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、工事完了時に「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)」の内容について入力し、データを提出するものとする。(なお、上記様式は国土交通省のリサイクルホームページ [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101eredas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101eredas1top.htm) より入手可能。)
6. 受注者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書の内容について、『建設副産物情報交換システム-COBRIS-』((財)日本建設情報総合センターWeb版入力システム)に登録してはならない。
7. 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車輛に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1-12. 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)により監督職員に提出しなければならない。

1-13. 前払金について

1. 中間前金払

契約約款第 36 条第 3 項に基づき中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書(鶴岡市、様式第 10 号の 2)に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書(鶴岡市、様式第 10 号の 3)の写しを添えて提出するものとする。

#### 1-14. ワンデーレスポンス

1. 「ワンデーレスポンス」は、受注者から質問、協議への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。

2. 実施にあたっては、「工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。

3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

#### 1-15. ウィークリースタンス

受注者は、「鶴岡市が所管する建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針」に基づき、ウィークリースタンスの推進に努めること。

受注者は、次の事項について工事着手前に共有し、工事を進めていくこと。

##### 1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

##### 2. 作業依頼の配慮

1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。

2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。

3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

##### 3. ワンデーレスポンスの徹底

1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

##### 4. 留意事項

1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

#### 1-16. 工事名標示板に関する事項(安全確保関係)

工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	(例)法面補修工事中
工事内容の説明	(例)処分場内の法面補修工事を行っています

#### 1-17. 事業損失に関する事項(環境対策関係)

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、監督職員と協議しなければならない。

#### ~~1-18. 他工事との関連事項について(工程関係)~~

- ~~1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。~~

#### 1-19. 施工時期、時間、施工方法の制限事項(工程関係)

1. 本工事の作業時間帯は、8:30~17:00 とする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は作業時間帯に関して、速やかに監督職員と協議しなければならない。

#### 1-20. 災害時の協力体制

##### 1. 緊急巡回

- I 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- II 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
- III 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- IV 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

##### 2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

#### 1-21. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第 1 報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書(山形県、参考様式 5)を FAX、又は E-Mail により提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→組織別ページ

→県土整備部

→建設企画課

→土木工事共通仕様書について

#### 1-22. 工事写真に関する事項

1. 工事完成後、完成写真のデータを監督職員に提出すること。データの形式は、監督職員と協議すること。
2. 工事写真のデータは、監督職員の指示により提出を求める場合もありうる。

#### 1-23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

##### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL:<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL:[https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html))

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

##### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

##### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準(デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 1-24. 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について発注者と協議することができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業を組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際に費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際に費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 1日未満積算基準「3. 判定方法 (3) 判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う場合は、「1-19 施工箇所が点在する工事の積算」第1項の箇所とする。

#### 1-25. 労働者確保に関する積算方法の施行工事

1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用について(以下「実績変更対象間接費」という。)、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書(山形県県土整備部)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する施行工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費  
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(土木工事標準積算基準書に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
  - 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:12.00%
  - 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.80%
3. 受注者は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式 1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領

収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。  
なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績変更対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 1-26. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編共通編第1章総則 1-1-45 第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

#### 1-27. ~~交通安全に関する事項(交通安全管理関係)~~

##### 1. ~~交通誘導員の配置~~

~~交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とするが、当該工事箇所は山形県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間であることから、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、配置する交通誘導員のうち1名以上を交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定合格警備員とするものとし、詳細について監督職員と協議しなければならない。~~

~~なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。~~

#### 1-28. ~~屋外広告物(標識・看板類)の施工~~

~~受注者は、屋外広告業の登録済み業者でなければならない。また、これを下請負に付する場合には、当該下請け業者も屋外広告業の登録済み業者でなければならない。~~

#### 1-29. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡し、指示をあおぐこと。  
了解を得ずに増工(増額)したものについては変更の対象としない。
2. 当初工程表より現場着工時期(実作業期間)に遅れが生じた場合は、現場着工前に変更工程表を作成し、監督職員に提出すること。
3. 当該工事期間中に、建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。また、工事完成時に建設業

退職金共済組合の証紙の受払状況の確認できる書類を監督職員に提出すること。

4. ~~道路法第32条の道路占用工事となることから、工事着手前に酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所へ着手届の提出しなければならないため、監督職員が指示する必要書類について、監督職員に提出すること。~~

## 第2章 土 工

### 2-1. 盛土材採取地及び残土受入地

1. 工事により発生する残土は0.3km以内の運搬を想定しており、受注者の責任により整理するものとする。
2. 受注者は、工事着手前に残土搬出先の同意書及び位置図を提出しなければならない。ただ、自社処分の場合は、残土搬出先の同意書を省略できるものとする。
3. なお、これにより難しい場合は、残土搬出先の同意書及び位置図を提出して、監督職員と協議しなければならない

## 第2編 材 料 編

### 第1章 一般事項

#### 1-1. 指定材料の確認

~~受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。~~

区分	確認材料名	摘要
(その他)	(監督職員が指示するもの)	

#### 1-2. 工事材料の確認

~~市が一括承認済みの骨材、二次製品等については、承認資料等の提出を省略できる。~~

~~なお、使用材料は、納入された時に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を施すこと。確認時に不良品を発見した場合、手直しを指示する場合がある(例えば二次製品、路盤材料などの入替え)。~~

## 第3編 土木工事共通編

### 第1章 総則

#### 1-1. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書 第 1 編 1-1-30 施工管理の規定に加え、以下の規定によらなければならない。請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。

## 一 般 明 示 事 項

### 1-1. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。承諾後は、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

### 1-2. 施工計画書

受注者は、工事着手前に本工事の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、維持工事や小規模工事(請負金額 130 万円以下)においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の場合は、後日の提出で良いものとする。

### 1-3. 環境対策

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械の使用ができない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。なお、対策型を使用しない場合は、変更の対象とする。

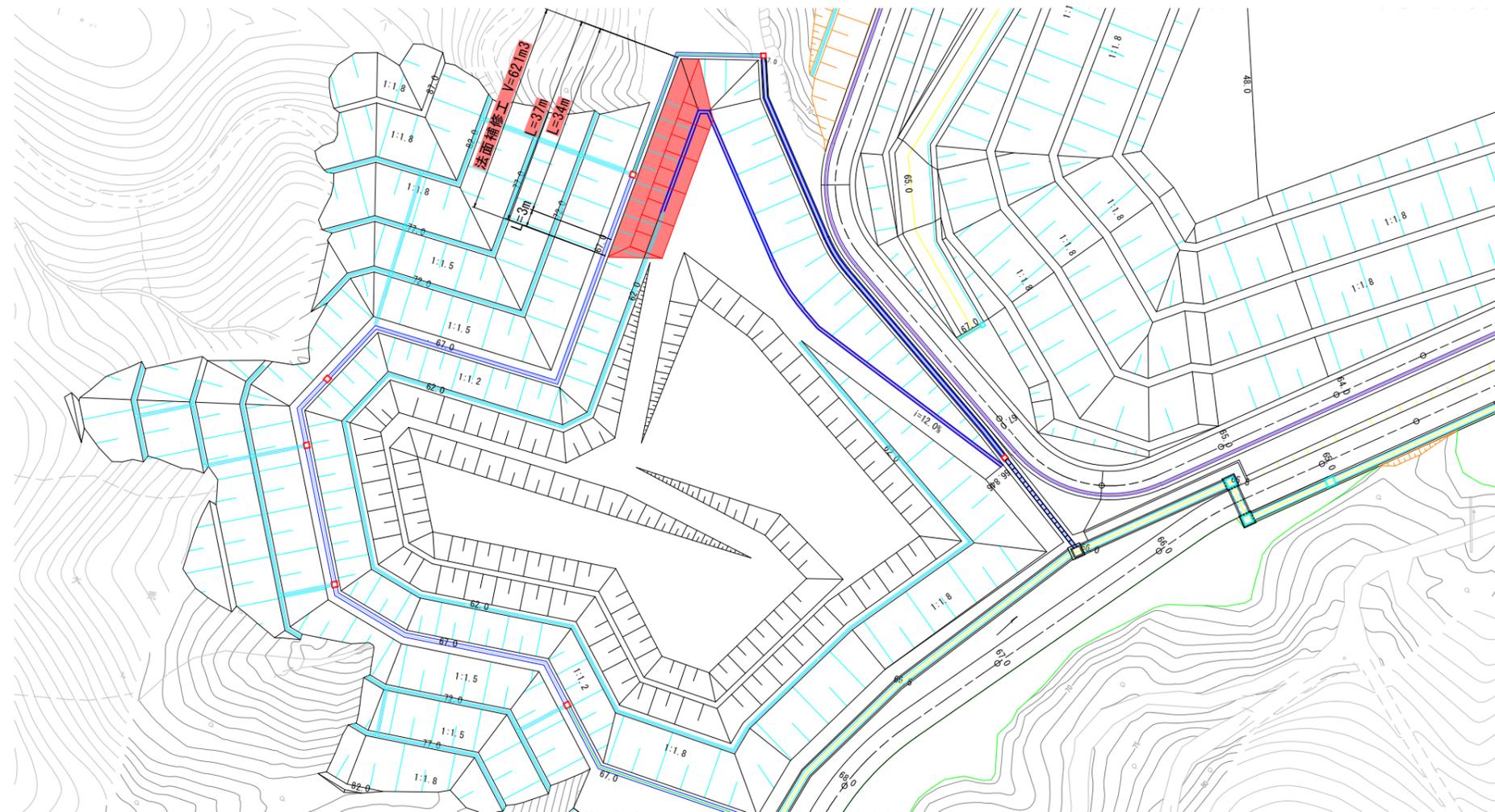
また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。

数量総括表

工種	種別	細 別	規 格	単位	数 量	適 用
【施設管理】						
施設土工						
	掘削工	掘削		m3	690	$621.3/0.9 = 690.0$
		土砂運搬		m3	690	$690.0 = 690.0$
	盛土工	盛土（流用土）		m3	621	$(0+17.5) / 2 \times 3.0 + 17.5 \times 34.0 = 621.3$

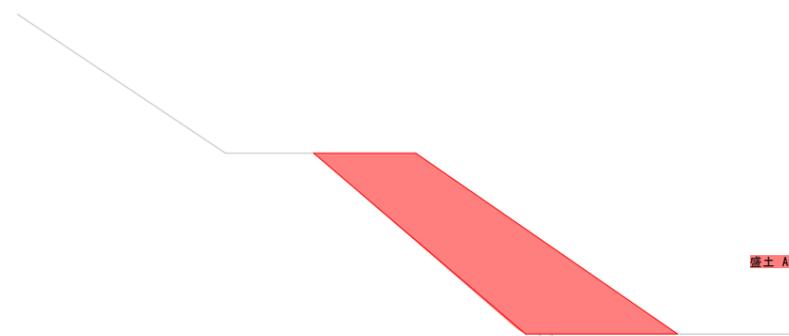
# 法面補修工

平面図 S=1:500



断面図 S=1:100

A-A



工事区分	令和7年度	実施 変更	
工事名	鶴岡市一般廃棄物最終処分 法面補修工事		
工事箇所	鶴岡市大荒字荒沢前地内		
図面名	法面補修工 平面図・断面図・構造図		
縮尺	図示	図面番号	
事業者名	鶴岡市市民部環境政策課		